

# ● 令和6年度定額減税調整給付金 ●

**問** 給付金に関すること⇒総務課総務グループ TEL・防2・1611  
 税に関すること ⇒住民生活課税務グループ TEL2・1612

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施されます。その中で、定額減税しきれないと見込まれる方に、その差額を給付(調整給付)します。詳細につきましては、ホームページでお知らせしますのでご確認ください。



美深町HP

■支給対象者には、「支給のお知らせ」または「支給確認書」を直接送付しています。

### 「支給のお知らせ」が届いた方

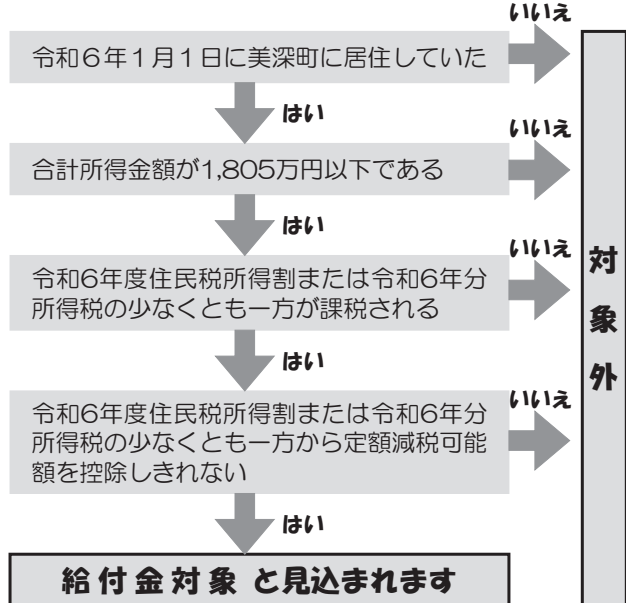
→受給の意思がない場合は、上記問合せ先までご連絡ください。連絡がない場合は、指定の口座にお振り込みします。

### 「支給確認書」が届いた方

→必要事項をご記入のうえ、必要となる書類とともに同封の返信用封筒にてご返送ください。ご返送いただいた書類を確認した後、指定の口座にお振り込みします。

注：令和6年1月2日以降に美深町へ転入された方は、以前に住んでいた市区町村からの給付となる可能性があります。詳しくは、以前に住んでいた市区町村にお問い合わせください。

### ■どんな人が対象なの…？



## 除雪サービスの利用申し込み

**問** 保健福祉課保健福祉グループ福祉係 TEL・防2・1683

町では、高齢者世帯をはじめ、除雪が困難と認められる世帯を対象に、冬期間安心して生活ができるよう、必要最低限の範囲で除雪サービス事業を行っています。希望する方は期日までに各担当地区の民生委員まで申し込みください。(除雪事業は、社会福祉協議会が自治会や業者などに委託して行います)

《申込期限》令和6年9月13日(金)  
 《申込先》地区担当の民生委員に申出ください  
 《申込に必要なもの》印鑑

### 《対象世帯》

次の①・②のいずれにも該当する住民税非課税世帯  
 ①おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯、もしくは身体障害者世帯  
 ②家族の身体状況からみて、除雪が困難であり、扶養義務者の援助も受けられないなどの理由が認められる世帯  
 ※住民税非課税世帯であっても、課税世帯と同等の収入がある場合は、該当にならない場合があります。

### ■ サービス内容と利用者負担

除雪区分	サービス内容	利用者負担
屋根・窓	住宅の屋根の雪降ろしおよび窓の除雪	除雪に要する費用の1割
玄関通路 (福祉路線)	降雪時の道路から住居の玄関先通路の除雪 (50m以上は福祉路線)	1月当たり除雪延長1mにつき100円(※) (例:10mの場合 → 10m×100円=1,000円/月)
門口除雪	【市街地の実施】 町道の除雪や路面整正により門口に入り込んだ雪の除雪	無料

※除雪延長が10mを超える場合は、超えた延長に応じて一部減額して算定します